

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 連結納税の適用範囲

Q : 昨年から法人の連結納税制度が導入されたと聞きましたが、連結納税の対象になる関係会社の範囲を教えてください。

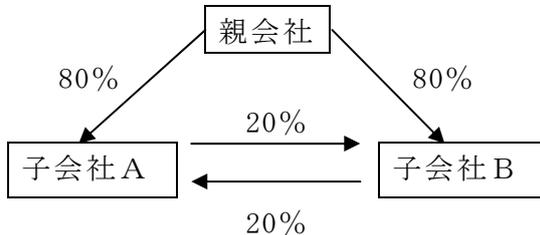
A : 対象となるのは、親会社との間に「完全支配関係」がある子会社とされています。

【解説】

連結納税制度とは、親法人とその親法人の完全子法人のすべてを一つのグループとして法人税の申告・納税を行うもので、平成15年3月31日以後に終了する事業年度からの適用となっています。

この場合の連結納税の対象になる完全子法人とは、親会社に100%支配されている子会社をいいますが、例えば次のように親会社に100%保有されていなくても、支配関係がグループ内で完結しているときは連結の対象として取り扱うこととされています。

(例)



なお、連結納税の適用を受けようとする場合には、適用を受けようとする親法人の事業年度開始の日の6ヶ月前の日までに、親法人の納税地の所轄税務署長に申請書を提出して、承認を受けなければなりません。またこの場合、その親法人のすべての完全子法人の連名であることが要件とされています。

